

三次市教育委員会議案第 2 号

三次市社会教育委員の委嘱について

三次市社会教育委員条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 2 3 号）第 2 条の規定により，別紙の者を三次市社会教育委員に委嘱することについて，議決を求める。

平成 2 5 年 4 月 2 6 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基